

○内閣府
農林水産省 令第 号

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）第十五条の規定に基づき、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

農林水産大臣 小泉進次郎

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。
農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	附則 「条を削る。」
改正前	附則 （特定承継会社の同一人に対する信用の供与等に関する特例） 第三十五条の二 前条第一項において準用する銀行法施行規則第十四条第四項の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十三条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、適用しない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令の施行の日（次項において「施行日」という。）において特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。）が現に保有する商工債（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債をいう。次項において同じ。）については、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十五条第一項において準用する銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第十四条第四項の規定は、適用しない。

2 施行日の翌日以後に発行される商工債については、同日から起算して二年を経過する日までの間は、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十

五条第一項において準用する銀行法施行規則第十四条第四項の規定は、適用しない。